○農林水産省告示第千五百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡片品村大字越本字大田向一一（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

（次の図）は、省略し、その図面を群馬県庁及び片品村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府木津川市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（次の図）は、省略し、その図面を京都府庁及び木津川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好郡東みよし町中庄四七の一・四八の一（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水害の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示（国有林及び重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

昭和四十二年二月六日農林省告示第二百四十三号、昭和五十八年十二月七日農林水産省告示第二千三百九十九号

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県庁及び三股町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市山城町西宇字小歩怪二一四の二から二一四の四まで・二一五の二（以上四筆国有林）、二〇〇、二〇三から二〇八まで、二一三、二一四の一、二一五の一、二一六、二一七、二一八の一、二一九の二、二二二、二二三の一、二二三の七、二二四の一、二二四の三、二二四の一〇、二二四の一一、字小歩怪道の下二二七の七・二二九の九・二三一の一・二三一の六・二三二の一・二三二の五・二三三の七・二三三の八・二三四の一・二三五の九・二三六の九（以上十一筆国有林）、二二六の一、二二六の六から二二六の九まで、二二七の一、二二七の三、二二八の一、二二八の三、二二九の一、二二九の三、二三〇の一、二三〇の三、二三一の三、二三二の三、二三三の一、二三三の三、二三四の三、二三五の一、二三五の三、二三五の六、二三五の八、二三六の一、二三六の三、二三六の五、二三六の八、字島ノ川原一四六七の四・一四六七の八・一四六八の八（以上三筆国有林）、一四六六の一から一四六六の三まで、一四六六の一三から一四六六の一六まで、一四六七の一、一四六七の三、一四六八の三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市東祖谷大枝三〇五、三〇八の一、東祖谷久保六五一の五・六五一の八・六六二の三（以上三筆国有林）、六五一の一、六五二の一、六六〇、六六二の一、六八三の一、六八三の二、六八四の一から六八四の三まで、六八五の一、六八五の三、六八五の四、七一一の一、東祖谷菅生六〇の七から六〇の九まで・六二の四から六二の九まで・八〇の三・八〇の四（以上十一筆国有林）、六〇の一、六〇の三、六〇の四、六〇の六、六二の一から六二の三まで、八〇の一、八〇の二、一七一の二、一七六の一、一七六の二、六〇七の一、六〇八の一、六四三の二から六四三の四まで、六四三の七から六四三の九まで、六四五の一、六四六の二、六四七、六八五の一、六八八の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市池田町中津川ミチシタ六一の三、六二の二、山城町岩戸字半八　一三九〇、字都谷一四二七、山城町西字字こご岡六五五の五（国有林）、六五四の一、六五五の一、六五五の二、六五五の六、六五七の一、六五七の三、六五七の五、六五八の一、六五八の二、六六九の一、六六九の二、字モリソネ七一九の二、七二一の二、七二四の三、七二六、池田町西山滝端三〇七の一、三〇七の二、三〇八から三一〇まで、三一七、三一八の四、三一八の五、池田町馬路芭蕉八四の九・八四の一二（以上二筆国有林）、八二の二、八四の四、八四の六、八五、峯友七五の一、七五の五、七五の六、七六の一、一〇五の一、宮ノ下モ七五の二、横持二七の二、二八の二、二八の三、二九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年六月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市山城町相川字穴山一四三二、一四四〇の三、字トギ三三二、三三五の一、山城町柴川字森ノカミ五六五の二、五六六、五六七、山城町大野字上ワタリ七三〇の六（国有林）、七二七、七二九の一、七二九の三、七三〇の一、七三〇の三から七三〇の五まで、七四二の一、七四二の三、七四三、七四五、山城町八千坊字郷滝四二五の一、四二五の二、四三三の一、四三三の三、四三四、四三六、池田町大利青石六の一〇、池田町松尾下薗六八の一、六八の二、